

質 疑 回 答 書

事業名	観光パンフレット作成等業務委託	
発注課名	我孫子市役所 商業観光課 商業観光振興係	
	質 疑	回 答
1 募集要項8「企画提案評価」(1)評価項目等における、その他見積価格に記載のある「評価項目として設定した場合」の意味をご教示ください。	1 見積価格は評価項目として設定していますので、「評価項目として設定した場合」は削除すべきものでした。	
2 仕様書7の一括再委託の禁止に、2分の1以上に相当する業務の再委託は原則禁止する。とありますが、本業務は大きく「制作」と「印刷(発送)」に分かれるかと思えます。印刷工場を持たない制作会社の場合は、印刷会社に依頼(委託)する金額が制作費よりも少なくてはならず、制作部署を持たない印刷会社は、制作会社に依頼(委託)する金額が印刷費よりも少なくてはならない、という認識で間違いはないでしょうか。	2 「7一括再委託の禁止」で主要な部分を請け負わせることは原則禁止としていますが、この主要な部分は、「制作(①取材と②編集)」となりますので、印刷会社が製作会社に依頼(委託)することはできません(仕様書 7一括再委託の禁止 (1)主要な部分等の考え方 ア主要な部分(再委託できないもの) (イ)当該業務における基本的又は中心的なものに位置付けられる業務)。 一方、「印刷(発送)」は従の業務と考え、再委託可能なものとします。この場合、再委託の金額は、契約金額の2分の1を上限とするのではなく、再委託の内容、金額の明細を精査した上で妥当性を判断します。	

<p>3 仕様書7の一括再委託の禁止について、取材・撮影を行う際のカメラマンを社外で手配することは、再委託となりますでしょうか。または軽微な業務となりますでしょうか。</p>	<p>3 業務の内容から原則的にカメラマンを社外で手配することは再委託となります。また、軽微な業務ではありませんが、第三者が行っても差し支えない業務となり、市の承諾を得て再委託できるものとなります。ただし、カメラマンとの契約については、様々な方法（フリーカメラマンを雇い入れるなど）があると考えますので、再委託承諾申請書を提出していただき、内容等を確認して判断します。</p>
<p>4 参加資格について 入札参加資格を有しておりますが、資格の情報に変更がありまして、書類をご提供するまでに情報の変更が間に合わない可能性があります。その場合には、別途書類のご用意が必要でしょうか。</p>	<p>4 所在地、代表者名の変更等の場合は、ちば電子調達システムに申請していれば、名簿変更前であっても参加可能とします。その場合、申請書等は申請日時点の資格情報を記載してください。また、書類提出時に、資格情報の変更申請中である旨がわかる書類（入札参加資格審査申請書記載事項変更届の写し等）を提出してください。</p>
<p>5 見積価格について 評価項目一覧の見積価格には（評価項目とし設定した場合）とありますが、本プロポーザルの評価基準とするかは決まっているのでしょうか。</p>	<p>5 上記1の回答のとおりです。</p>